

中央環境審議会大気環境部会事務局

環境省水・大気環境局総務課 宛

氏名または団体名

住 所

微小粒子状物質に係る環境基準の設定について（答申案）に対する意見

### 意 見 の 内 容

微小粒子状物質(PM2.5)に係る環境基準の設定について、中央環境審議会大気環境部会答申案どおり（年平均値  $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ日平均値  $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）環境基準を設定し、直ちに規制措置をとられたい。

### 意 見 の 理 由

我が国においては、幹線道路沿いのみならず、都市部の住宅地の測定局でも、PM2.5の濃度は軒並み米国の環境基準値を超過している実態があります。そのため、学童のぜん息被患率はこの10年で倍増するなど、呼吸器疾患の患者は今日も増え続けているのをはじめとして、PM2.5による大気汚染によって、日夜、多くの国民の生命・健康が脅かされています。

ところでPM2.5の健康影響をめぐっては、我が国の研究が大幅に立ち遅れており、国外の研究が圧倒的となっています。我が国の研究の中でも三府県コホート研究は、肝心の低濃度域を対象地域にとりこんでおらず、PM2.5濃度の実測が行われていないばかりか、SPM濃度からの推計の妥当性についても検証されていないことから、評価の対象とすることはできません。

これに対して国外の研究は、質、量ともに充実しており、PM2.5の健康影響に関し、人種差やPM2.5の成分の違いで影響が異なることはないことから、微小粒子状物質環境基準専門委員会報告が評価している国外研究からして、少なくとも答申案どおり、すなわち米国環境基準並み（年平均値  $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の98パーセンタイル  $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）の環境基準が妥当であると考えます。

したがって私は、一刻も早く安心して胸一杯の空気を吸うことができる大気環境を実現するために答申案どおりの環境基準を設定し、その達成めざして直ちに規制措置をとることを求めます。

付 記 意 見

--